サプライヤーの個人情報およびデータ保護要件

最終更新日: 2025 年 1 月 1 日

1. 用語の定義

1.1「本契約」とは、マスターサービス契約、発注条件、またはサービスプロバイダーがお客様にサービスを提供するその他の契約を意味します。

1.2「お客様」とは、本契約に基づいて提供されるサービスを受けるレレックス企業を意味します。

1.3「データ保護法」とは、個人情報の処理に適用されるすべてのプライバシーおよびデータ保護の法律、規則、規制、法令、命令、およびその他の政府の要件を意味します。

1.4「個人情報」とは、サービスプロバイダーが本契約に基づいて処理している個人データを意味します。

1.5「処理」とは、個人情報に対する処理またはその他のアクセス、操作、または一連の操作を意味し、「処理」および「処理済み」は対応する意味を持つものとします。

1.6「サービスプロバイダー」とは、本契約に基づいてサービスを提供するサービスプロバイダーまたはサプライヤーを意味します。

1.7 小文字の「個人データ」、「データ主体」、「処理」、「管理者」、「共同管理者」、「処理者」、「個人データ侵害」および「監督当局」という用語は、データ保護法でそれらに帰属するのと同じ意味を持つものとし、データ保護法が「個人データ」の代わりに「個人情報」などの同等または対応する用語を使用する場合、それらは本明細書では同じものとして解釈されるものとします。

1.8 ここで使用されているが定義されていない大文字の用語は、本契約に記載されている意味を持つものとします。

2. 処理の説明

2.1 お客様に代わってサービスプロバイダーが実施する処理活動の性質と目的は、本契約に基づくサービスの提供に関連しています。

2.2 処理の期間は、本契約に従って個人情報が処分されるまで、お客様がサービスを受けまたは使用する権利の期間中です。

2.3 データ主体のカテゴリーは、サービスの一環として、お客様の指示により、またはお客様の指示により、サービスプロバイダーに個人情報が提供される個人です。

2.4 個人情報の種類とは、サービスの一環として、お客様の指示により、サービスプロバイダーに提供される個人データの種類です。

2.5 お客様のアカウントデータ、使用状況データ、およびサービスプロバイダーがサービスの提供、管理、または保護に必要な管理者として処理するその他のデータに含まれる個人情報に関して、お客様とサービスプロバイダーはそれぞれ独立した管理者であり、共同管理者ではありません。

2.6 サービスプロバイダーが管理者として独自に収集し、サービスの一環としてお客様に提供する個人情報に関して、サービスプロバイダーとお客様はそれぞれ独立した管理者であり、共同管理者ではありません。サービスプロバイダーは、処理のためにお客様に提供する個人情報の合法性を確保する責任があります。

2.7 お客様に代わってサービスプロバイダーが実施する処理活動に関する追加の詳細、およびサービスプロバイダーに対するお客様の処理指示は、本契約に記載されています。

3. 処理の制限

3.1 サービスプロバイダーは、データ保護法に基づく義務を遵守し、本契約に基づいて履行するために必要な場合にのみ、個人情報を処理するものとします。

3.2 サービスプロバイダーがお客様に代わって個人情報を処理する範囲で、サービスプロバイダーは、サービスプロバイダーが従う適用法によって要求されない限り、お客様からの文書化された指示に基づいてのみ個人情報を処理するものとします。 そのような場合、サービスプロバイダーは、処理前にその法的要件をお客様に通知するものとします。 その法律が公共の利益の重要な理由でそのような情報を禁止していない限り。サービスプロバイダーは、指示がデータ保護法に違反していると判断した場合、直ちにお客様に通知するものとします。

4. 人事

サービスプロバイダーは、個人情報の処理を許可された人物が機密保持を約束しているか、適切な法定の守秘義務を負っていることを確認し、適用法で要求されない限り、お客様からの指示がない限り個人情報を処理しないものとします。

5. セキュリティ

サービスプロバイダーは、個人情報の処理がデータ保護法の要件を満たし、データ主体の権利の保護を確保し、少なくともデータ保護法で要求されるのと同じレベルの保護基準を提供するような方法で、本契約で指定されたものを含む適切な技術的および組織的対策を実施および維持するものとします。

6. お客様からの請求の通知

サービスプロバイダーは、法的に許可されている範囲で、データ主体、監督当局、またはその他の第三者からの要求、または召喚状、その他の司法または行政命令、または政府当局による要求、またはサービスプロバイダーが個人情報のアクセスまたは開示を求める手続きを受けた

場合、書面で速やかにお客様に通知するものとします。 お客様は、法律で禁止されていない限り、サービスプロバイダーの代わりに、サービスプロバイダーに代わって、そのような行動に反対または介入する権利、またはそのような要求に自己の費用で対処する権利を有するものとします。 サービスプロバイダーは、そのような手続きにおいてお客様と合理的に協力するものとします。

7. 協力

7.1 処理の性質を考慮して、サービスプロバイダーは、データ保護法に定められたデータ主体の権利(アクセス、修正、異議、消去の権利を含む)を行使する要求に対応するお客様の義務を果たすために、可能な限り適切な技術的および組織的措置によってお客様を支援するものとします。 該当する場合)。

7.2 サービスプロバイダーは、処理の性質とサービスプロバイダーが利用できる情報を考慮して、データ保護法に基づくデータセキュリティ、個人データ侵害通知、およびその他の義務の遵守を確実にするためにお客様を支援するものとします。

8. 個人データの侵害

サービスプロバイダーは、個人情報に関する個人データ侵害に気付いた後、不当な遅延なしに、データ保護法で要求される期間内に、本契約に指定されているようにお客様に通知し、そのような個人データ侵害の調査と修復においてお客様を支援するために合理的な努力をするものとします。

9. 説明責任

サービスプロバイダーがお客様に代わって個人情報を処理する範囲で、サービスプロバイダーは、 データ保護法の遵守を実証するために必要なすべての情報をお客様に提供し、適切な機密保持の約束を条件として、お客様またはお客様が委任した別の監査人による検査を含む監査を許可し、貢献するものとします。

10. 復処理者

10.1 サービスプロバイダーがお客様に代わって個人情報を処理している範囲で、お客様は、他の処理者に個人情報の処理を依頼することをサービスプロバイダーに一般的な書面による許可を提供します。サービスプロバイダーは、そのような他の処理者の追加または交換に関する意図された変更をお客様に通知し、それによってお客様にそのような変更に合理的に異議を唱える機会を与えるものとします。

10.2 サービスプロバイダーがお客様に代わって特定の処理活動を実行するために別の処理者を雇う場合、本契約および本契約に規定されているのと同じデータ保護義務または当事者間のその他の法的行為は、適用法に基づく契約またはその他の法的行為によって、その他の処理者に

課されるものとします。他の処理者がデータ保護義務を履行しなかった場合、サービスプロバイダーは、その他の処理者の義務の履行について引き続き全責任を負うものとします。

11. 処理の場所

個人情報は、サービスプロバイダーおよびそれが関与する処理者が、適用される転送メカニズムを含むデータ保護法に記載されている適切な保護措置の対象となる施設を維持している国に転送される場合があります。

12. トレーニング

サービスプロバイダーは、個人情報を処理する担当者に対して適切なプライバシートレーニング(データ保護法で義務付けられている場合を含む)を実施するものとします。

13. クレーム

お客様が、本契約に基づいてサービスプロバイダーが提供するサービスに関するデータ保護法の違反に起因または関連する実際のまたは潜在的な請求に直面した場合、サービスプロバイダーは、そのような請求の防御および請求に関する根本的な状況に関連するすべての資料および情報を速やかに提供するものとします。

14. 廃棄

サービスプロバイダーは、お客様に代わってサービスプロバイダーによる個人情報の処理に関連するサービスの提供が終了した後、またはお客様の要求に応じて早期に、お客様の選択により、すべての個人情報を削除するか、お客様またはその被指名人(お客様が合理的に指定するデータ形式)に返却し、既存のコピーを削除するものとします。 適用法が個人情報の保管を要求しない限り。お客様の要求に応じて、サービスプロバイダーはそのような処分を書面で証明するものとします。

15. 法域固有の条件

サービスプロバイダーが、本附属書に記載されている法域のいずれかのデータ保護法に由来する、またはその他の方法でデータ保護法の対象となる個人情報を処理している場合、前述の条件に加えて、該当する法域に関してそこに指定された条件が適用されます。

別館
法域固有の条件

1.欧州経済領域

1.1 お客様が欧州経済領域(「EEA」)から EEA 外に所在するサービスプロバイダーに個人情報を転送する範囲で、両当事者がデータ保護法に基づく代替の転送メカニズムまたは根拠に依拠できない限り、両当事者は、2021 年 6 月 4 日の欧州委員会実施決定(EU)2021/914 によって承認された標準契約条項を締結したものとみなされます。
http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2021/914/oj (以下「本契約」といいます)

a. 顧客は「データ輸出者」であり、サービスプロバイダーは「データ輸入者」です。
b. 脚注、第 11 条(a)オプションおよび第 17 条オプション 1 は省略され、該当する附属書は、本契約に記載されている情報でそれぞれ完成します。
c. 各締約国が管理者として機能する範囲で、モジュール 1 が適用され、モジュール 2、3、および 4 は省略されます。
d. お客様が管理者として機能し、サービスプロバイダーが処理者として行動する範囲で、モジュール 2 が適用され、モジュール 1、3、および 4 が省略され、第 9 条(a)オプション 1 が省略され、オプション 2 の期間が 14 日間です。
e. 各当事者が処理者として行動する範囲で、モジュール 3 が適用され、モジュール 1、2、および 4 は省略されます。条項 9(a)オプション 1 は省略され、オプション 2 の期間は 14 日間です。
f. 「管轄監督当局」とは、データ輸出者が設立されている国の当局です。
g. 本条項は、データ輸出者が設立された国の法律に準拠します。
h. 本契約条項に起因する紛争は、データ輸出者が設立された国の裁判所によって解決されるものとします。
i. 本契約のいずれかの条項と条項の間に矛盾がある場合は 、条項が 優先されます。

1.2 お客様が EEA 外に所在し、EEA に所在するサービスプロバイダーから個人情報を受け取る範囲において、両当事者がデータ保護法に基づく代替の転送メカニズムまたは根拠に依拠できない限り、両当事者は かかる転送に関して本契約条項を締結したものとみなされます。

a. サービスプロバイダーは「データ輸出者」であり、顧客は「データ輸入者」です。
b. 該当する附属書は、本契約に記載されている情報でそれぞれ完成します。
c. サービスプロバイダーが管理者として機能する範囲で、モジュール 1 が適用され、モジュール 2、3、および 4、脚注、条項 11(a)オプションおよび条項 17 オプション 1 は省略されます。
d. サービスプロバイダーが処理者として機能している範囲で、モジュール 4 が適用され、モジュール 1、2、3 と脚注は省略されます。
e. 「管轄監督当局」とは、データ輸出者が設立された国の当局です。
f. 本条項は、データ輸出者が設立された国の法律に準拠します。

g. 本契約条項に起因する紛争は、データ輸出者が設立された国の裁判所によって解決されるものとします。
h. 本契約のいずれかの条項と条項の間に矛盾がある場合は、条項が優先されます。

2. 英国

英国からの個人データの移転に関連して、上記第 1 条に基づいて施行される本件条項は、契約条項の国際データ移転に関する補遺（https://ico.org.uk/media2/migrated/4019539/international-data-transfer-addendum.pdf）、によって修正されたものとして適用され、表 1〜3 は、び本契約に記載された情報がそれぞれ記入され、表 4 は、「neither party」（いずれの当事者も該当しない）と記載されます。

3. スイス

スイスからの個人データの転送に関連して、上記のセクション 1 に基づいて実施される条項は、以下の変更に従って適用されます。

a. 「規則(EU)2016/679」への言及は、データ保護に関するスイス連邦法(「FADP」)への言及として解釈されるものとします。
b. 「規則(EU)2016/679」の特定の条項への言及は、FADP の同等の条項またはセクションに置き換えられるものとします。
c. 「EU」、「連合」、「加盟国」および「加盟国法」への言及は、該当する場合、「スイス」または「スイス法」への言及に置き換えられるものとします。
d. 「加盟国」という用語は、スイスのデータ主体を権利にアクセスする可能性から除外するような方法で解釈されないものとします。
e. 附属書 I の第 13 条(a)およびパート C は使用されておらず、「管轄監督当局」はスイス連邦データ保護情報コミッショナーです。
f. 本条項はスイスの法律に準拠します。そして
g. 本契約条項に起因する紛争は、スイスの裁判所によって解決されます。

4. テンアメリカ

LATAM Addendum

5. 中東とアフリカ

MEA Addendum

6. 米国

U.S. Privacy Laws Addendum